

告 示

埼玉県告示第百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

二 代表者の氏名

島村 孝一

三 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

四 更新後の認定の有効期間

令和五年三月二日から令和十年三月一日まで